

全経 法人税法2級 29年度改定点

弥生カレッジCMC

■Disc1 Chapter1 各論解説 04:21～

対策レジュメ P4

期末資本金等の額が1億円以下である普通法人の「課税所得金額のうち年800万円以下の金額」に対する軽減税率(15%)の適用期限が2年間延長されました。

(平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度について適用)

※出題区分は3級ですが影響はありません。

■Disc3 Chapter2 所得税額の控除 40:58～

対策レジュメ P17

出題の表現に変更があります

【従来】

損金の額に算入した中間納付の法人税額

【平成29年度(第98回,第99回)以降】

損金経理をした中間納付の法人税額